

【返戻金制度のご説明】

令和4（2022）年11月22日版

令和5年9月15日所在地下記へ変更

有料職業紹介事業者である当社（非営利株式会社 PTA）は、下記のとおり「返戻金制度」を設けております。
*「返戻金制度」とは、職業安定法施行規則第24条の5第1項第2号（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる事由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度をいう。以下同じ。）をいいます。

参照資料【厚生労働省資料より抜粋（枠内）】

紹介による就職者の早期離職防止のために遵守すべき事項

(1) 職業紹介により就職した者の早期離職等に関する事項

イ 職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。）に対し、当該就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはなりません。

ロ 有料職業紹介事業者は、返戻金制度（則第24条の5第1項第2号に規定する返戻金制度をいう。以下同じ。）を設けることが望ましいこととされています。

ハ 有料職業紹介事業者は、法第32条の13の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければなりません。また、職業紹介事業者は、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければなりません。

【求人者（雇用主となられた事業者）さまへ】

上記に従いまして、当社紹介により雇用した方が、一定期間内の早期に離職その他準ずる事由があつた場合、雇用主である貴事業者さまに対し、当社規定による紹介手数料の返戻金制度を設けております。ただし、退職に至った理由が、入職前後で提示された労働条件と著しく異なっていた場合や、求人者側都合による解雇、明らかに求人者の責である場合や違法に対するものには、返戻金の対象外となりますのでご注意ください。

【求職者さま（弊社紹介通じて就職された方）へ】

厚生労働省は、「職業紹介による就職者の早期離職防止のために遵守すべき事項」を掲げています。
紹介事業者である当社は、誠意をもって紹介を進めますが、求職者（貴方）さまが弊社紹介先へ就職したのち、早期に離職（自己都合による退職等）した場合、その離職状況も厚生労働省へ報告する義務があります。

【求人者ならびに求職者さまへ】厚生労働省への早期離職に関する報告事項記載は以下となっております。

- ・6か月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法
- ・6か月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か

なお、求人者・求職者とのトラブル防止の観点から、採用・不採用に至るまでの経緯を記載することも可能とされています。

【返戻金制度に関する事項】求職者が本人都合により退職した場合、下記の通り手数料を返還いたします。

時期・在職期間	返戻金算出方法	留意事項
雇入れ前（求職者の自己都合により実際には入職しなかった場合）	手数料額の100%返還	手数料を既に受領していた場合に限る（解約金・違約金の類はありません） 入職前後で提示した労働条件が著しく異なっていた場合や、求人者側都合による解雇、明らかに求人者の責や違法行為である場合は、返戻金の対象外となります
雇入れ後1か月未満の場合	手数料額の80%返還	
雇入れ後1か月以上2か月未満の場合	手数料額の50%返還	
雇入れ後2か月以上6か月未満の場合	手数料額の20%返還	
雇入れ後6か月以上在籍後、退職の場合	返還なし（0%返還）	

また、上記いずれの条件につきましても、契約書および覚書等で別途定めた場合は当該定めによりしますので、返還期日等含め詳細は案件ごとの契約書・覚書等でご確認ください。

以上